

当会と京都府は 「災害時における民間賃貸住宅の被災者等への 提供等に関する協定」を締結致しました！

2013年7月10日、当会と京都府は「災害時における民間賃貸住宅の被災者等への提供等に関する協定」を締結致しました。全国では20番目の協定締結となります（郵送にて協定書を取り交わすことにより協定締結）。

京都府には22の活断層が存在しております。内閣府の発表によると南海トラフ巨大地震の被害想定は、揺れによる全壊が1万2,000棟、液状化による全壊が3,700棟、火災による焼失が5万4,000棟、そして人的被害は、建物倒壊により800人、火災により200人の死者数が推計されております。このように、大きな災害の発生が予測されておりますが、このたびの協定締結により、災害時に応急仮設住宅としての民間賃貸住宅を迅速に供給できる体制が整いました。

災害時における民間賃貸住宅の被災者等への提供等に関する協定

京都府（以下「甲」という。）及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供等に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、震災・原子力災害等の大規模災害の発生時において、災害により住宅を喪失し、又は著しく損傷した被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対して、甲が行う次の各号について、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

- 一 被災者等に対して甲が行う民間賃貸住宅の空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん
- 二 自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者等に対して甲が行う応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）としての民間賃貸住宅の提供

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、次に定める協力を要請できるものとする。

- 一 被災者等への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん
- 二 応急借上げ住宅として被災者等に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

（協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲からの要請があった場合、甲に可能な限り協力するものとする。

（甲の役割）

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として貸供する民間賃貸住宅の募集に関する事
 - 二 応急借上げ住宅の借上げに関する事
 - 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関する事
 - 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関する事
 - 五 その他関係者との調整に関する事
- 2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

（乙の役割）

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の利便の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関する事
- 二 応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 四 甲からの要請を受けた業務に関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

（協議）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上で定めるものとする。

（施行期）

第7条 この協定は、平成25年7月10日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙宛名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月10日

甲 京 都 府
知 事 山 田 啓 二



乙 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

会 長 川 口 肇 一

